特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民健康保険(資格・給付)に関する事務 基礎項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、国民健康保険(資格・給付)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和7年3月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ・	イルを取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
②事務の概要	庄原市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書又は課税台帳から、所得区分を再判定し、負担割合を判定する。・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。番号法に基づいて、庄原市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。保険給付の公金受取口座での受取希望があれば、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により公金受取口座情報を取得する。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)
③システムの名称	・国民健康保険(資格)システム ・国民健康保険(給付)システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・国保総合システム及び国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー 等
2. 特定個人情報ファイ	イル名
(1)国民健康保険資格ファ (2)国民健康保険給付ファ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表の44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠・1,2,3,5,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,166,173の項番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠・69,70,71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	生活福祉部保健医療課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 IEL0824-73-1158				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 Te10824-73-1158				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和7年1月29日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点					
3. 重大事	故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

上きい値判断結果基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	於全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実 載されている。 	施機関につい	ヽては、それぞれ重点	「項目評価書又は全」	項目評価書において、リス	スク対策の詳細が記	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシステム	ムを通じた入手を関	ὲ<。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの	委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情					
		報提供ネットワークシ 	ノステムを通じた提供	を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[報提供 ネットリークシ	ンステムを通じた提供	を除く。) [O <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]提供・移転しない	
	[ノステムとの]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である]提供・移転しない	
るリスクへの対策は十分か	[/ ステムと の]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(提供)	
るリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークショ 目的外の入手が行われるリ	_)接続] []接新	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている しない(入手) 【 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である]接続しない(提供)	
るリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークショ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[)接続 十分である] []接 額	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている しない(入手) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である 2) 十分である 2) 十分である]接続しない(提供)	

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を徹底している。
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I -5-①部署	保健医療課	生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月27日	I −7請求先	庄原市総務課	庄原市総務部総務課	事後	部署変更における修正
平成29年2月27日	I −8連絡先	庄原市保健医療課	庄原市生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年2月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年4月27日	I -5-②所属長	保健医療課長 荘川 隆則	保健医療課長 岡本 貢	事後	所属長変更における修正
平成29年7月24日	I-1-③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	平成30年度からの国民健康 保険制度改正に伴うシステム 追加
平成30年1月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年1月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月8日	Ⅳリスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため
平成31年2月8日	I−5−②所属長の役職名	課長 岡本 貢	課長	事後	様式変更における修正
平成31年2月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和2年9月23日	I −1−②事務の概要	庄原市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下「事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の基準収入原保、所得区分を再判定を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、の事務を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、の事務を発行する。・世帯主が高田民健康保険における、の事務を発行する。・世帯金減額申請書等が日のを表表のと、後者として、の事務に関して、、は、国民健康保険者として、被保、保険者としない者を被保険者として、、住原市は、関が保有する特定の人情報について、、存情報保養をである。情報提供に必要な情報を「副本」として、情報提供に必要な情報を「可」として、「自知を関が保有する特定の人情報について、「自知を関が保有する特定の人情報について、「自知を関が保有する特定の人情報について、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の別表第二に基づいて、自由を表表の記述を表表を表表の記述を表表の記述を表表を表表の記述を表表を表表の記述を表表を表表の記述を表表を表表表表表表表表表表	番号法の別表第二に基づいて、庄原市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月23日	Ⅰ-1-③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保総合システム及び国保情報集約システム	・国民健康保険(資格)システム ・国民健康保険(給付)システム ・団体内統合宛名システム・中間サーバー ・国保総合システム及び国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変 更
令和2年9月23日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月23日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関す	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第 2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更
令和2年9月23日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和2年9月23日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備と	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第 2項	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月11日	I −1−②事務の概要	正原市は、北方では、地方が保護、地方が保護、地方が保護、地方が、地方では、北方での個人を識別するための番号の利用等に従い、特定個人情報を以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下「番号以下」を民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護等給情報による国民健康保険の基準収入額に関する申請書から、一時、一方を再判に関する。・世帯主がの国民健康保険における、の調査の、も、で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	庄原市は、地方税法、国民健康保険法及びの番号以下番号以下番号以下番号以下番号以下播を以下情報を以下情報を以下情報を以下。 事務における特定に従い、特定にびいり、事務で取り扱う。)の規定に従い、特定民の異動届(転入、転出、社入、社離のの規定手続業務を行う。・住民の異動届(転入、転出、民健康保険区の基準収入、記事・での基準を発展である。・世帯主からの国民健康保険区の基準の対策を発展である。・世帯主からの国民健康保険における、のが、他の基準を発展である。・世帯主が高の国民健康保険における、のが、他の基準を表別では、他の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	事後	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の面割にを行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期等適用の可否判定を判高能者を被保険者として、被保険者として、被保険者としない者を被保険者として、保険治力のの別表第二に基づいて、庄原市は、保険活力。とは、自然の別表第二に基づいて、庄原市は、保険活力。とは、自然の公金、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、	政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の基準収入額適用に関連を制定し、負担割合を判定における。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適区が世帯主からの国民健康保険の基準収入額適区が世帯主からの国民健康保険の基準収入額適区が世帯主からの国民健康保険の基準収入額適区が世帯主からの国民健康保険における。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適区が世帯主が高の国民健康保険の基準収入額適区が世帯主が高の国民健康保険の部負におりる。・被保険、国民健康保険のの強扶養者の被保険者として、被保保険を当しない、自民、国民、保険者として、使原市は、国民健康保険の対象が、自民、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・番号法第9条第1項 別表の44の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連 携のためではなくオンライン資格確認の準備と して機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第 2項	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠・1,2,3,5,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,166,173の項番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠・69,70,71の項 <オンライン資格確認の準備業務>・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	法令改正に伴う変更
市和/年3月2/日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10 番1号 1E10824-73-1111	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10 番1号 [EL0824-73-1158	事後	請求先を担当課に統一することによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	しきい値対象人数の変更
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和7年1月29日時点	事後	しきい値基準日の変更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和7年1月29日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	_	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	_	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」に従 い、申請時には本人からのマイナンバー取得と 本人確認を徹底している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考 えらえる対策	_	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	_	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	_	アクセス権限の発効・失効の管理を行ってい る。	事後	様式変更に伴う項目の追加